

令和5年度 狩猟免許更新の適性試験及び講習実施要領

1 日時

別紙1のとおり

2 対象者

令和5年9月14日に狩猟免許の有効期間が満了となる者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 統合失調症者、そううつ病者、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）にかかっている者
- (2) 麻薬、大麻、アヘンまたは覚醒剤の中毒者
- (3) 自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者

3 講習等の内容

(1) 狩猟講習

- | | |
|-----------------------|-----|
| ア 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する法令 | 60分 |
| 鳥獣の保護管理に関する知識 | |
| イ 鳥獣の判別 | 60分 |
| ウ 猟具の取扱い | 60分 |

(2) 適性試験

視力、聴力、運動能力について行い、合格の基準は別紙2のとおりとする。

4 狩猟免許更新申請手続きの際に、提出する書類

受講しようとする狩猟免許の種類ごとに次の(1)～(4)を提出する。

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 医師の診断書（申請書提出日以前の3か月以内に診断されたもの）

2の(1)、(2)及び(3)に該当しない旨を証明するもの。（同一実施回に複数の狩猟免許更新の適性試験及び講習を受講する者は、原本を1部及び残りを写しとすることができる。）

なお、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法の規定により、所持許可を現に受けている場合は、診断書の代わりにその許可証の写しでもよい。

(3) 写真及び返信用封筒

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真1枚（裏面に氏名、撮影年月日を記入したもの）及び84円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（申請者本人宛の郵便番号、住所、氏名を記入したもの）

(4) 狩猟免許更新手数料

2,900円分の石川県証紙（北國銀行本支店で取扱。収入印紙とは異なるので注意。）

5 狩猟免許更新申請書等の受付期間及び提出先

別紙申請期間中に住所地を管轄する農林総合事務所（管理部）に提出すること。

6 その他

- (1) 受講者の受講当日の受付は、講習開始30分前から10分前までとする。
- (2) 受講者は筆記用具、運転免許証（持っている者のみ）、現在所持する狩猟免許状を持参すること。
- (3) 更新した免許状は受講当日に現在所持する狩猟免許状と引き換えに交付する。
- (4) 提出書類の記入には黒色のボールペン（消えるボールペンは不可）を用いること。
- (5) マスクの着用は個人判断とすること。
- (6) 手洗いを励行すること。

令和5年度 狩猟免許更新の適性試験及び講習の日程及び申請書等の提出先

1. 日 程

日 時	申請期間	場 所	主な対象区域
令和5年7月3日(月) 午後1時から	令和5年5月29日(月)から 同年6月19日(月)まで	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎 1102会議室	県 全 域
令和5年7月6日(木) 午後1時から	令和5年6月1日(木)から 同月22日(木)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 矢田郷地区コミュニティセンタ ー(七尾サンライフプラザ) 多目的ホール	七尾市、羽咋 市、志賀町、 宝達志水町、 中能登町
令和5年7月7日(金) 午後1時から	令和5年6月2日(金)から 同月23日(金)まで	加賀市山代温泉北部2丁目68 加賀市文化会館 101会議室	小松市、加賀 市、能美市、 川北町
令和5年7月11日(火) 午後1時から	令和5年6月6日(火)から 同月27日(火)まで	七尾市本府中町ヲ部38番地 矢田郷地区コミュニティセンタ ー(七尾サンライフプラザ) 多目的ホール	七尾市、羽咋 市、志賀町、 宝達志水町、 中能登町
令和5年7月12日(水) 午後1時から	令和5年6月7日(水)から 同月28日(水)まで	輪島市三井町洲衛10-11-1 石川県立生涯学習センター能登 分室(のと里山空港4階) 講義室A, B	輪島市、珠洲 市、穴水町、 能登町
令和5年7月13日(木) 午後1時から	令和5年6月8日(木)から 同月29日(木)まで	羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1 志賀町文化ホール 小ホール	七尾市、羽咋 市、志賀町、 宝達志水町、 中能登町
令和5年7月18日(火) 午後1時から	令和5年6月13日(火)から 同年7月4日(火)まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター本 館 第5研修室	県 全 域
令和5年7月19日(水) 午後1時から	令和5年6月14日(水)から 同年7月5日(水)まで	小松市大島町丙42番地3 小松市民センター セミナールームA, B, C	小松市、加賀 市、能美市、 川北町
令和5年7月21日(金) 午後1時から	令和5年6月16日(金)から 同年7月7日(金)まで	輪島市三井町洲衛10-11-1 石川県立生涯学習センター能登 分室(のと里山空港4階) 講義室A, B	輪島市、珠洲 市、穴水町、 能登町
令和5年7月24日(月) 午後1時から	令和5年6月19日(月)から 同年7月10日(月)まで	金沢市鞍月2丁目1番地 石川県地場産業振興センター本 館 第3研修室	県 全 域

2. 申請書等の提出先

名称	管轄市町	所在地	電話番号
南加賀農林総合事務所管理部	小松市、加賀市、能美市、川北町	小松市園町ハ108-1	0761-23-1707
石川農林総合事務所管理部	白山市、野々市市	白山市馬場2丁目113番地	076-276-0528
県央農林総合事務所管理部	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	金沢市直江南2-1	076-239-1750
中能登農林総合事務所管理部	七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町、志賀町	七尾市小島町二部33番地	0767-52-2583
奥能登農林総合事務所管理部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	輪島市三井町洲衛10-11-1	0768-26-2322

適性検査の合格基準

科目		合格基準
視力	網猟免許 わな猟免許	視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力		10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。
運行能力		狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。